

令和4年度第3回情報公開審査会及び個人情報保護審査会 会議概要

1 日時

令和5年3月23日(木) 午後5時30分～午後6時10分

2 場所

三鷹市教育センター2階 第二中研修室(オンライン開催)

3 出席委員

戸張委員 安藤委員 伯母委員 進邦委員

4 市側出席者

濱仲総務部長 田中総務部調整担当部長 八木相談・情報課長

[事務局]

相談・情報課 宮川主事 田中主事

5 公開又は非公開の別

公開

6 傍聴

なし

7 概要

---

(1) 報告事項

改正三鷹市個人情報保護条例の施行に向けた取組状況について

八木相談・情報課長より報告事項の説明があった。

---

【戸張会長】 ありがとうございます。

では、ただいまの事務局からの報告に質問のある方はおられますでしょうか。

【伯母委員】 報告資料1の条例ですけれども、私どもはここにある14条の審査会の委員ということでよろしいですか。

【八木相談・情報課長】 さようでございます。

【伯母委員】 分かりました。

その後にある15条の委員会、あるいは、16条の評価審査会は、どういう方がやられることになるのでしょうか。

【八木相談・情報課長】 まず、第15条、個人情報保護制度運営委員会でございますけれども、こちらにつきましては、現在、個人情報保護委員会ということでございまして、委員は17名おりまして、その中で、市民枠として、公募の方が3名、他2名おりまして、あと、学識経験者枠として、大学の先生であったり、弁護士の先生であったり、その方たちがおられまして、あと、最後に三鷹市の市議会議員が5名、委員として就任しておりますので、17名の委員が現在就任しております、こちらにつきましても引き続き17名の委員が就任していただくというところでございます。

また、第16条にあります特定個人情報保護評価審査会でございますけれども、現在は個人情報保護委員会の部会として特定個人情報保護評価部会というものがございまして、先ほどの個人情報保護委員会の17人の委員から3名の委員が部会の委員として就任をされているというところでございます。

このたび、個人情報保護制度運営委員会とは別に、特定個人情報保護評価審査会ということで新たに規定を設けまして、設置しているというところでございます。

以上でございます。

【伯母委員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【戸張会長】 他に御質問のある方はおられますでしょうか。

【伯母委員】 引き続き、よろしいでしょうか。

資料3の死者の場合に、後ろに書式がついていますけれども、すごく分かりやすい書式だと思うのですが、同じように、条例などの関係でもこういう書式というのが整備されておるのでしょうか。

【八木相談・情報課長】 さようでございます。今回、個人情報保護条例につきましては全部改正をしております、それに関連いたしまして、現在までありました三鷹市個人情報保護条例施行規則につきましては、三鷹市個人情報保護条例等施行規則ということで改称いたしまして、その規則に様式が定められているというところでございます。

【伯母委員】 分かりました。ありがとうございます。

【戸張会長】 他に質問がおありの委員はいらっしゃいますでしょうか。

【進邦委員】 死者情報の提供に関する取扱要領に関してですが、一般に、市民向けでは、これ、決してないわけではあるのですが、そうはいつでも、職員の方もあまりこれを目にすることってないと思います。そのときに、はっきり分かるように、死者情報というのは原則非公開であるということで、どこかにそれを言及しておく使いやすいのかなという

気がするのですが、いかがでしょうか。

【八木相談・情報課長】 御質問いただいたところは、取扱要領等に明記するというようなお話でございましょうか。

【進邦委員】 そうですね。

【八木相談・情報課長】 承知しました。御意見について検討させていただきたいと考えております。ありがとうございます。

【安藤委員】 基本的なことを聞きますけれども、死者情報の提供に関する取扱要領の中で、具体的にどういうことが考えられますか。死者の情報というのは、大体、遺族が情報提供してくれという場合と、第三者がするという場合、いろいろ利害関係のある人がすると思えますね。

例えば、典型的な例はこういうのだというイメージが湧かないので、説明していただけたらありがたいのですが。

【八木相談・情報課長】 先ほど、報告資料3の三鷹市における死者情報の提供に関する取扱要領（案）でございませけれども、具体的な例と申しますか、提示しているところになりまして、「3 提供する情報の範囲」というものを示しておりまして、特に多いのが1番目にあります「被保険者であった対象死者の医療保険、介護保険等に関する情報」ということと申しまして、例えば介護度のその程度と申しますか、それによりまして、判断能力と申しますか、その当時、判断能力があったのかどうかとかいうところで、介護保険に関する情報を請求されるケースが多く見受けられます。

【安藤委員】 例えば、遺言書が、遺言能力があったか、なかったかということが裁判で争われることがありますよね。そういう場合の何か裁判資料に使いたいと、そういう目的ですかね。

【八木相談・情報課長】 そのとき、例えば遺言の作成をするときにどれぐらいの要介護度であったとか、そういうところも一つの判断材料になると思われまますので、一つ考えられると思います。

【戸張会長】 他に質問のある方、委員はいらっしゃいますでしょうか。

【伯母委員】 岩隈委員から先ほどメールが入っていて、幾つか質問みたいなどころもあるので、御紹介をしつつ御回答いただければなと思えますけれども。

【八木相談・情報課長】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、戸張会長、よろしいでございましょうか。

【戸張会長】 結構です。よろしくお願いいたします。

【八木相談・情報課長】 メールで御質問をいただいておりますので、御紹介あるいは回答をさせていただきたいと思います。

まず、資料1番、個人情報保護条例の全部改正につきまして、御意見をいただいております。

1点目でございますが、この4月からの個人情報保護法改正に合わせた条例の整備と理解しました。内容的にもよく御準備されたものと考えておりますという1点目の御意見をいただいております。

2点目でございますが、他自治体では個人情報保護法を施行条例とするのが多いようですが、三鷹市としては何か特にお考えがあって従前の名称を維持されているのでしょうかということで御質問が来ておりますので、これについてお答えをさせていただきたいと思っております。

三鷹市におきましては、保有する個人情報を適正に保護し、適切な取扱いをするため、三鷹市個人情報保護条例を制定し、運用してきたところでございます。

また、三鷹市個人情報保護制度につきましては、国に先駆けて個人情報保護に関する条例等の規定を制定し、運用してきた経緯があるというところでございます。

このたび、令和5年4月から法が直接適用されますが、三鷹市といたしましては、引き続き個人情報を保護し、市民生活を守る制度として適切に運用するよう条例を全部改正したところでございますので、岩隈委員から御指摘のありました、多くの自治体では個人情報保護法施行条例という名称で制定しているところではありますが、繰り返しになりますが、国に先駆けて個人情報保護に関する条例等の規定を制定して取り組んできた経緯がございますので、名称につきましては、三鷹市個人情報保護条例ということで改称せずに全部改正をしたところでございます。

続きまして、資料2、情報公開条例一部改正について、これにつきましては特に疑問や異存ございませんということでございます。

資料3、死者の情報の取扱要領についてでございます。

1点目は、現場の運用ベースによく練られた手続と考えております。

2点目ですが、個人情報に関する開示・公開の請求があったときに、対象者が死者であるか不明な場合があり得ると思っております。その場合の考え方、そういった場合は生存者の個人情報として扱うなど、幾つか対応が考えられますので、その対応を明示しておく、開示後に

なって死者であることが判明したときのトラブル等に対応しやすいのではないかと思いますといただいておりますので、御意見について検討させていただきたいと考えております。

資料4-1、4-2、権利濫用ガイドラインについてでございます。

1点目でございますが、日頃の担当機関や濫用と見込まれる案件の実施機関の御苦勞を拝察いたします。

2点目でございますが、潜在的な開示・公開請求者の権利を不当に害しないために意を尽くされていると考えます。

3点目でございますが、細かいことですが、4-1、3、権利の濫用と解される公開請求等が行われた場合の取扱いの末尾、「別紙請求事例」の類型に該当することのみをもっては、「別紙請求事例」に示す類型いずれかに該当することのみをもってに改めた方がよろしいかと考えますと御意見いただいておりますので、検討させていただきたいと考えております。

以上、岩隈委員から御意見、御質問をいただいているところでございます。以上でございます。

【戸張会長】 ありがとうございます。

これは、委員から出た質問事項というのは、市側で参考とされて、また検討されるということになるのでしょうか。

【八木相談・情報課長】 いただきました御意見で検討させていただきまして、必要な事項は修正させていただきたいと考えております。

【戸張会長】 なるほど、分かりました。

まだ、質問がおありになる方、おっしゃっていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

【伯母委員】 4-2の請求事例ですが、何かとても生々しくてすごいなと思ったのですが、個別具体的な事例に即しての記載というふうに読むことができますけれども、例えば類型2の1つ目のポツを見ると、こういう幾つものことが一つの中にごちゃっと入っているようにも読めますね。

例えば、1つ目でいうと、自らの主張を実行させる手段として、公開請求等の制度を無理やり利用している場合であるとか、幾つかうまく分けて書いた方がもう少し分かりやすいのかと。その下も生々し過ぎて、もう少し文章を工夫した方がより分かりやすくなるのではないかなと。

【八木相談・情報課長】 御意見いただきありがとうございます。いただいた御意見について、検討させていただきます。

【戸張会長】 他に御質問、御意見のある委員はいらっしゃいませんか。

特に御質問等がなければ、報告事項に関しては終了といたしたいと思います。

この他、事務局から何かございますでしょうか。

【濱仲総務部長】 個人情報保護制度の改正につきましていろいろ御意見を賜りまして、本当にありがとうございました。

今回、この条例改正に当たりまして御意見いただきまして、私どもも改めて今回の国の対応とか、これからの三鷹市の対応とかを考えさせられるいい機会であったと思います。これまでも、引き続きやってきたことではございますけれども、より一層気持ちを引き締めて対応させていただきますので、本当によろしく願いいたします。ありがとうございました。

【戸張会長】 どうもありがとうございました。

濱仲総務部長にも御挨拶いただきまして、これで特に報告事項等に質問等がございましたら、これで令和4年度第3回三鷹市情報公開審査会及び個人情報保護審査会は閉会とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —